

みずほ JCB デビット会員規約 新旧対応表

	改定前	改定後
第 1 条 1	1.株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます。）に普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）を開設し、かつ本規約を承認の上、当行および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行と JCB を併せて「両社」といいます。）に対して、両社所定の入会申込書等により「みずほ JCB デビット」の利用を申し込み、両社が承認した方を会員といいます。	1. 株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます。）に普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）を開設し、かつ本規約を承認の上、当行および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行と JCB を併せて「両社」といいます。）に対して、両社所定の入会申込書等により「みずほ JCB デビット」（第 2 条第 1 項で「デビットカード利用」として定義されるサービスをいいます。以下同じ。）の利用を申し込み、両社が承認した方を本会員といいます。
第 1 条 2	2.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。	2. 本規約を承認の上、両社所定の入会申込書等により、家族カード（第 2 条第 3 項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下同じ。）の貸与を申し込まれた生計を同一にする本会員の家族で、両社が承認した方を家族会員といいます。
第 1 条 3 （追加）	—	3. 本会員は、家族会員に対し、家族カードを使用して、デビットカード利用を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合でも、第 26 条第 6 項所定の方法による家族カード利用の中止の申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
第 1 条 4 （追加）	—	4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるデビットカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、家族カードの利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注

		意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
第 1 条 5（追加）	—	5. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
第 1 条 6（追加）	—	6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
第 2 条 1	1. 「みずほ JCB デビット」とは、会員が決済口座として預金口座を設定することで、第 3 章の定めに従い、会員が加盟店（第 17 条第 1 項の JCB カードの取扱加盟店をいい、J-Debit の加盟店ではありません。第 12 条および第 15 条において同じ。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること（以下「デビットショッピング利用」といいます。）に起因して会員に発生する債務（以下「デビットショッピング利用代金」といいます。）の額を、JCB クレジットカード取引システム（J-Debit の決済システムではありません。）を用いて、預金口座から引き落とす方法により決済する取引（以下「デビット取引」といいます。）を行うこと、および第 5 条に定める付帯サービス等の利用を行うこと（以下総称して「デビットカード利用」といいます。）ができるサービスをいいます。	1. 「デビット取引」とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第 3 章の定めに従い、会員が加盟店（第 17 条第 1 項の JCB カードの取扱加盟店をいい、J-Debit の加盟店ではありません。第 4 条、第 5 条、第 12 条、第 14 条および第 15 条において同じ。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること（以下「デビットショッピング利用」といいます。）に起因して本会員に発生する債務（以下「デビットショッピング利用代金」といいます。）の額を、JCB カード取引システム（J-Debit の決済システムではありません。）を用いて、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。（以下デビット取引および第 5 条に定める付帯サービス等の利用を行うことを総称して「デビットカード利用」といいます。）

第2条2	2.「JCB デビットカード」(以下「カード」といいます。)とは、デビットカード利用ができる機能を有するカードをいいます。カードには、IC チップが組み込まれた IC カードを含みます。	2.「JCB デビットカード」(以下「カード」といいます。)とは、デビットカード利用ができる機能を有するカードをいいます。カードには、IC チップが組み込まれた IC カードおよび家族カードを含みます。
第2条3	3.当行は、会員本人に対し、当行が発行するカードを貸与します。	3.当行は、会員本人に対し、当行が発行するカードを貸与します。(このうち、家族会員に貸与されるカードを、「家族カード」といいます。)
第2条5	5.カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。)が表示されています。また、カードの裏面には	5.カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。)が表示されています。また、カード裏面には
第3条1	1.当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、かつ当行が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。なお、当行は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。	1.当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、かつ当行が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。なお、当行は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの再発行の他、家族カードの再発行についても当行が通知するカードの再発行手数料を支払うものとします。
第4条1	会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって、デビットショッピング利用ができます。	1.会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって、生計費決済目的で、第3章の定めに従い、デビットショッピング利用ができます。
第4条2(追加)	—	2. 前項のデビットショッピング利用により、デビットショッピング利用代金の加盟店に対する支払いは当行に委託されたものとみなされ、当行は、当該委託に基づき、第18条に定める方法により加盟店に対して代金を支払い、また、本会員の預金口座から引き落とす方法によりデビットショッピング利用代金を決済します。

第5条3	3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード（会員番号等を確認できないモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社もしくは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとしします。	3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（会員番号等を確認できないモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社もしくは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、当行、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、付帯サービスを利用するものとしします。
第6条2	2.当行は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当行が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。	2.当行は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当行が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。更新カードを受領した場合、従来利用していたカードは、当行の指示に従って直ちに返還するか、会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとしします。なお、当行が定める一定期間、会員によるデビット取引がなかった場合には、当行は更新カードを発行しないものとしします。
第7条1	1.会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当行に登録するものとしします。	1. 本会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当行に登録するものとしします。
第7条2	2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとしします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとしします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。デビットカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が	2.本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとしします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとしします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。デビットカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が

	利用したものと推定し、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。	利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
第7条3	3.会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、	3.本会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、
第8条1	1.会員は、有効期限月（カード上に表示された年月の応当月をいいます。以下同じ。）の3ヵ月後の当行が指定する日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の当行が指定する日とします。）に、当行に対し、当行が通知または公表する年会費を毎年支払うものとします。なお、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。	1. 本会員は、有効期限月（カード上に表示された年月の応当月をいいます。以下同じ。）の3ヵ月後の当行が指定する日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の当行が指定する日とします。）に、当行に対し、当行が通知または公表する年会費（本会員および家族会員に適用される年会費をいいます。以下同じ。）を毎年支払うものとします。なお、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。年会費は、当行が必要と認めたときは、相当の範囲で変更ができるものとします。この場合、年会費を変更した旨を通知または公表するものとします。
第8条2	2.当行は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、会員は、当行所定の方法により年会費を支払うものとします。	2.当行は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、本会員は、当行所定の方法により年会費を支払うものとします。
第8条3	3.会員は、会員がデビットカード利用をする場合、またはデビット取引に付随して当行が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法	3.本会員は、会員がデビットカード利用をする場合、またはデビット取引に付随して当行が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方

	については前項が準用されます。	法については前項が準用されます。
第 9 条 1	1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、E メールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。	1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、E メールアドレス、家族会員等（以下「届出事項」といいます。）に変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。
第 9 条 3	3.第 1 項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。	3.第 1 項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
第 9 条 4（追加）	—	4.届出事項の確認手続を当行が求めた場合には、これに応じるものとします。
第 10 条 1	1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の 9 者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説	1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の 9 者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説

	を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。	を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
第 12 条 1 (1)	1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1) 本契約（本申し込みを含みます。以下同じ。）を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス等、会員等が入会申し込み時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。 ②入会申し込み日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。 ④当行または JCB が収集したデビットカードの利用・支払履歴。 ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。 ⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。 ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。	1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1) 本契約（本申し込みを含みます。以下同じ。）を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、E メールアドレス等、会員等が入会申し込み時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。 ②入会申し込み日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。 ④当行または JCB が収集したデビットカードの利用・支払履歴。 ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。 ⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。 ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開さ

		れている情報。 ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」といいます。）。 ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」といいます。）。
第12条1(2)	(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。 ①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（取引開始時のみならず取引継続中の管理に係る判断も含みます。また、会員等による加盟店申し込み審査および会員等の親族との取引上の判断も含みます。）。	(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。 ①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（取引開始時のみならず取引継続中の管理に係る判断も含みます。また、会員等による加盟店申し込み審査および会員等の親族との取引上の判断も含みます。）。

	③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。 ④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。 ④両社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方法による、当行、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。 ⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
第 12 条 1 (3)	(3)本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、(1) ①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。	(3)本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、(1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
第 12 条 1 (4) (追加)	—	(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織

		向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM) サービスに関する案内にて確認できます。
第 12 条 2	2.会員等は、当行、JCB および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社が、審査および審査後の管理、その他自己との取引上の判断のため、前項 (1) ①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。	2.会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、審査および審査後の管理、その他自己との取引上の判断のため、前項 (1) ①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
第 13 条 1	1.会員等は、当行、JCB および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。 (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ (2) JCB または JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ	1.会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。 (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ (2) JCB または JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ
第 16 条 1	1.会員は、個々のデビットショッピング利用にあたっての保留額(第 19 条第 3 項の保留額をいいます。以下同じ。)が (1) と (2) のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が (3) と (4) のうちいずれか低い金額を超えない	1.会員は、個々のデビットショッピング利用にあたっての保留額(第 1920 条第 3 項の保留額をいいます。以下同じ。)が (1) と (2) のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が (3) と (4) のうちいずれか低い金額を超えない

	限度においてデビットショッピング利用を行うことができます。なお、会員が行ったデビットショッピング利用の中に第 19 条第 7 項もしくは第 21 条第 1 項に該当する取引があった場合、または第 19 条第 6 項に定める売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の額が保留額を上回る場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビットショッピング利用が成立する場合があることを、会員は了承するものとします。 (1) 預金口座の預金残高 (2) 一回当たりの利用限度額（当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。） (3) 一日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において会員が指定し、当行が承認した金額をいいます。） (4) 一ヵ月当たりの利用限度額（当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。）	限度においてデビットショッピング利用を行うことができます。なお、会員が行ったデビットショッピング利用の中に第 1920 条第 7 項もしくは第 212 条第 1 項に該当する取引があった場合、または第 1920 条第 6 項に定める売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の額が保留額を上回る場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビットショッピング利用が成立する場合があることを、会員は了承するものとします。また、家族カードがある場合には、利用限度額は発行されたカードの利用を合算した金額により判定されるものとします。 (1) 預金口座の預金残高 (2) 一回当たりの利用限度額（当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。） (3) 一日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において本会員が指定し、当行が承認した金額をいいます。） (4) 一ヵ月当たりの利用限度額（当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。）
第 17 条 1	1.会員は、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社との間で加盟店契約を締結している国内および国外の法人、個人および団体で JCB のサービスマークを表示している JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）において、	1.会員は、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社との間で加盟店契約を締結している国内および国外の法人、個人および団体の JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）において、

第 17 条 2	2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用ができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続を行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。ただし、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用できません。	2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用ができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続を行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用できません。
第 17 条 4	4.両社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、	4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、
第 17 条 5	5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合または退会もしくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。なお、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっ	5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合または退会もしくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後

	ても、当該加盟店におけるカード利用について、会員は第 26 条第 1 項なお書きおよび第 26 条第 3 項なお書きに従い、支払義務を負うものとします。また、会員の預金口座の残高不足等により第 19 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行または JCB は、会員に対して通知することなく、加盟店に対し、会員が登録した会員番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて加盟店が会員番号等の登録を解除する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。	であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 26 条第 1 項なお書きおよび第 26 条第 4 項なお書きに従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第 19 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行または JCB は、会員に対して通知することなく、加盟店に対し、会員が登録した会員番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて加盟店が会員番号等の登録を解除する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。
第 17 条 7 (4)	(4) デビットショッピング利用の申し込み者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申し込み者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。	(4) デビットショッピング利用の申し込み者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申し込み者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
第 17 条 8	8.当行は、第 21 条に定める会員の当行に対する債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、会員の信用状況等により会員のデビットショッピング利用が適当でないと判断した場合には、デビットショッピング利用を断ることがあります。	8.当行は、第 21 条に定める本会員の当行に対する債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、本会員の信用状況等により会員のデビットショッピング利用が適当でないと判断した場合には、デビットショッピング利用を断ることがあります。
第 17 条 9 (追加)	—	9 家族会員が家族カードを利用してデビットショッピング利用を行った場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。

第 17 条 10(3) (追加)	—	(3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
第 18 条 4	4.会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、	4.本会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、
第 19 条 7	7.加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の額を預金口座から引き落としした上で、前条に規定する方法により委託弁済します。ただし、会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額を下回っていた場合の処理は、第 21 条第 3 項によるものとします。	7.加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の額を預金口座から引き落としした上で、前条に規定する方法により委託弁済します。ただし、本会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額を下回っていた場合の処理は、第 21 条第 3 項によるものとします。
第 19 条 8	8.当行が保留手続を行った後に、または当行が前項、第 21 条第 1 項もしくは第 2 項に基づき会員からデビットショッピング利用代金の額の全部または一部の支払いを受けた後に、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当行所定の方法により行った場合に限り、当行は後日、所定の手続により保留額または会員から支払いを受けた金額（以下併せて「受領済金額」といいます。）を会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」といいます。）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」といいます。）が当行所定の方法により当行に送信された場合、当行はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」	8.当行が保留手続を行った後に、または当行が前項、第 212 条第 1 項もしくは第 2 項に基づき本会員からデビットショッピング利用代金の額の全部または一部の支払いを受けた後に、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当行所定の方法により行った場合に限り、当行は後日、所定の手続により保留額または会員から支払いを受けた金額（以下併せて「受領済金額」といいます。）を本会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」といいます。）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」といいます。）が当行所定の方法により当行に送信された場合、当行はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫

	といます。)。ただし、キャンセル取引にかかる会員と当行との間の最終的な精算は、	定返金額」といます。)。ただし、キャンセル取引にかかる本会員と当行との間の最終的な精算は、
第 19 条 9	9.保留手続完了後、当行が前条に規定する方法による委託弁済を行うまでの間、当行が特に必要と認めた場合、会員の申し出に基づき、または当行の判断で、保留額を会員の預金口座に返金する場合があります。	9.保留手続完了後、当行が前条に規定する方法による委託弁済を行うまでの間、当行が特に必要と認めた場合、会員の申し出に基づき、または当行の判断で、保留額を本会員の預金口座に返金する場合があります。
第 19 条 10	10.保留手続完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、保留額を会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第 7 項が準用されます。	10.保留手続完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第 7 項が準用されます。
第 20 条 1	1.会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づき JCB の関係会社が加盟店等に第 18 条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、会員は当行に対する債務を負担するものとします。	1.会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づき JCB の関係会社が加盟店等に第 18 条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対する債務を負担するものとします。
第 20 条 3	3.会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等にデビットショッピング利用代金を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が会員へ返金を行う場合は、	3.会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等にデビットショッピング利用代金を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、
第 20 条 4	4.会員が国外で付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した場合において、当行が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税 (VAT) 返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続を行った時点（会員が付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した日またはカ	4.会員が国外で付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税 (VAT) 返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続を行った時点（会員が付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した日またはカ

	ードを利用した日とは異なります。)の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金の額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、	ードを利用した日とは異なります。)の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金の額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、
第21条1	1.JCB クレジットカード取引システムの休止時間中に到達した利用情報中のデビット取引金額が、JCB クレジットカード取引システム稼働後に保留手続を行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく保留手続を行わず、売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の全額を第18条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を会員に連絡し、会員に対し、当該立替払いにより発生した当行に対する求償債務の全額について弁済を請求するものとし、会員は当該求償債務の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。	1.JCB カード取引システムの休止時間中に到達した利用情報中のデビット取引金額が、JCB カード取引システム稼働後に保留手続を行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく保留手続を行わず、売上確定情報に記載されたデビットショッピング利用代金の全額を第18条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、当該立替払いにより発生した当行に対する求償債務の全額について弁済を請求するものとし、本会員は当該求償債務の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
第21条2	2.加盟店等の売上処理手続等の理由から、到達した売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、当行は、保留手続により預金口座から引き落とした保留額とは別に、デビットショッピング利用代金の額と当該保留額との差額(以下「追加引き落とし額」といいます。)を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の全額(保留額と追加引き落とし額の合計金額)を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引き落とし額を下回っていた場合、当行は、この旨を会員に連絡し、会員に対し、追加引き落とし額の全額の弁済を請求するものとし、	2.加盟店等の売上処理手続等の理由から、到達した売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、当行は、保留手続により預金口座から引き落とした保留額とは別に、デビットショッピング利用代金の額と当該保留額との差額(以下「追加引き落とし額」といいます。)を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の全額(保留額と追加引き落とし額の合計金額)を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引き落とし額を下回っていた場合、当行は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、追加引き落とし額の全額の弁済を請求するもの

	会員は追加引き落とし額の全額を速やかに当行の指定する方法により弁済しなければならないものとします。	とし、本会員は追加引き落とし額の全額を速やかに当行の指定する方法により弁済しなければならないものとします。
第 21 条 3	3.第 19 条第 7 項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額を下回っていた場合、当行は、この旨を会員に連絡し、会員に対し、デビットショッピング利用代金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該支払代金の全額を速やかに当行の指定する方法により弁済しなければならないものとします。	3.第 19 条第 7 項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づくデビットショッピング利用代金の額を下回っていた場合、当行は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、デビットショッピング利用代金の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに当行の指定する方法により弁済しなければならないものとします。
第 21 条 4	4.前各項の定めるところにより、会員の当行に対する求償債務が発生した場合、その他デビットカードの利用により会員の当行に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当順位は、当行が任意に決定することができるものとします。	4.前各項の定めるところにより、本会員の当行に対する求償債務が発生した場合、その他デビットカードの利用により本会員の当行に対する債務が発生した場合、本会員からの弁済金の充当順位は、当行が任意に決定することができるものとします。
第 24 条 1	1.第 8 条第 2 項および第 3 項に規定する年会費および手数料の引き落としならびに第 19 条第 3 項および第 21 条第 2 項に規定するデビットショッピング利用代金の額の引き落としを行う預金口座は、会員が入会申込書において指定した普通預金口座とし、会員は、	1.第 8 条第 2 項および第 3 項に規定する年会費および手数料の引き落としならびに第 19 条第 3 項および第 21 条第 2 項に規定するデビットショッピング利用代金の額の引き落としを行う預金口座は、本会員が入会申込書において指定した普通預金口座とし、本会員は、
第 25 条	当行は、当行が必要と認めた場合、当行が会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。	当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。
第 26 条 1	1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、会員は、本規約に基づき当行に	1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行

	対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。	に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
第 26 条 3（追加）	—	3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
第 26 条 4	3.会員は、次のいずれかに該当する場合、 （1）、（5）、（8）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（9）、（10）においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 （1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。 （2）会員が第 21 条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。 （3）会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。 （4）会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。 （5）当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。 （6）会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。 （7）会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。 （8）会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると認め、預金口座における取引を停止し	4.会員（（5）または（9）のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（10）のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（8）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（9）、（10）においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 （1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。 （2）本会員が第 21 条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。 （3）会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。 （4）会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。 （5）当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。 （6）会員が反社会的勢力に該当することが

	または会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。 (9) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。 (10) 当行または JCB が会員の信用状態に重大な変化が生じたものと合理的に判断した場合	判明したとき。 (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。 (8) 本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると認め、預金口座における取引を停止しまたは本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。 (9) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。 (10) 当行または JCB が本会員の信用状態に重大な変化が生じたものと合理的に判断した場合
第 26 条 6 (追加)	—	6.家族会員は、本会員が、当行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
第 26 条 7	5.第 3 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。	7.第 4 項または第 6 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
第 26 条 8	6.第 3 項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。	8.第 4 項または第 6 項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
第 26 条 9	7.当行は、第 3 項に該当しない場合でも、	9.当行は、第 4 項または第 6 項に該当しない場合でも、

第 27 条 1	1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。
第 27 条 2	2.前項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行の請求により所定の紛失、盗難届を当行に提出した場合、当行は、会員に対して	2.前項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行の請求により所定の紛失、盗難届を当行に提出した場合、当行は、本会員に対して
第 27 条 3	3.偽造カード（第 2 条第 2 項および第 3 項に基づき当行が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）の使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。	3.偽造カード（第 2 条第 2 項および第 3 項に基づき当行が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。
第 27 条 4	4.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。	4.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。
第 28 条 1	1.当行の責めに帰すべき事由により、会員の預金口座から誤って引き落としを行い、	1.当行の責めに帰すべき事由により、本会員の預金口座から誤って引き落としを行い、
第 29 条	会員は、	本会員は、
第 30 条 (追加)	—	第 30 条 (取引時確認等) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。